

### 第3回 岡崎市公契約条例協議 議事録

- 1 会議の日時 令和7年2月10日(月) 午前9時30分
- 2 会議の場所 岡崎市役所 西庁舎7階 702号室
- 3 出席委員 藪谷 あや子(人間環境大学 名誉教授)  
(委員数6) 牧野 守(弁護士)  
平野 敏雄(愛知県労働者福祉協議会岡崎・額田支部 支部長)  
堀内 健一(愛知県連合会三河中地域協議会 事務局長)  
松尾 景紀(岡崎建設協会 会長)  
岩月 幹雄(岡崎商工会議所 専務理事)
- 4 説明のため出席した事務局職員  
出 徹也 総務部長  
荻野 泰久 契約課長  
金原 和美 契約副課長  
岩井入札係係長、豊川主査
- 5 傍聴者 0名
- 6 概要
  - (1) 総務部長あいさつ
  - (2) 検討内容  
協議内容の振り返りと労働環境確認措置に係る変更案のまとめ
- 7 議題の要旨  
会議資料及び参考資料に沿って、事務局から第1回及び第2回の協議内容の振り返りと、令和7年度から施行する新たな労働環境確認措置の内容について説明し、委員から意見を徴した。

<主な審議内容>

発言者	内容
議題 協議内容の振り返りと労働環境確認措置に係る変更案のまとめ	
事務局	会議資料に基づき、第1回及び第2回の協議内容の振り返りと、令和7年度から施行する新たな労働環境確認措置の内容を説明。
堀内委員	労働環境確認措置の対象範囲を変更することで、対象の件数はどうなるのか。
事務局	<p>工事は変更がないため、現状維持である。</p> <p>業務は過去の契約実績に当てはめると、対象の件数は減るが、総契約金額は大きく増加する。対象の金額が大きくなれば、従事する労働者が増えるであろうから、母数は増えると考えている。</p> <p>指定管理は年当たり1.5億円以上だったものが、総額で1.5億円以上になるため、増加する。</p>
堀内委員	業務については件数は減るが、契約金額の規模が大きくなり、それだけ労働者の人数が増えるという目線ということか。
事務局	お見込みのとおり。金額の小さい業務では、従事する労働者の数は少ない傾向にあると考えている。金額が大きくなれば労働者の数が増え、多くの労働者が従事する現場の事務所に配布チラシが掲示され、見てもらえると考えている。
堀内委員	例えば今まで40件で100人だったものよりも、15件で1,000人のほうが効果がある、ということか。
事務局	お見込みのとおり。
堀内委員	労働者から労働環境報告書の内容の疑義について申し出があった場合は、「こういう事象があった。」ということを経営者に対し横方向に展開するということか。

事務局	お見込みのとおり。匿名の申し出になるため、どこの事業者でこのような事象があった、というような周知は行わない。労働環境確認措置の対象の契約において、労働者からこのような申し出があった、ということをもみんなに周知して、皆さん確認をしてください、と全体に周知をする。
堀内委員	こういう申し出があったので、皆さん気を付けてください、ということか。
事務局	お見込みのおとり。あつてはならないことだが、複数件申し出があれば、特定の回答項目に対する疑義が多い、という把握ができ、事業者への周知に際しても、効果的な注意喚起が可能になると考えている。
堀内委員	どのように事業者に周知するのか。
事務局	メールを送信する。
藪谷委員	現場説明会は労働者から希望があった場合に行うとあるが、今まで希望があったことはあるか。
事務局	無い。希望を受けるという仕組みが無かった。
藪谷委員	<p>希望があった場合に行うとするのは良いと思うが、岡崎市の施策は現場説明会がひとつの特徴だった。今までも希望が無かったのであれば、今後も希望者は現れないのではないか。労働者向けのアンケートが用意されるが、労働者との対面の関係が無いので、労働者は無関心になるのではないか。</p> <p>現場説明会の課題は、かけた労力のわりに効果が薄かった、と考えていると思うが、その結果の総括をきっちりと行うことが大切であろう。岡崎市独自の先進的な取組だったものの、やってみたら効果が無かったという判断は良いと思うが、悪かった点を総括することが必要だと思う。</p> <p>組合のほうでも、せっかく労働環境確認措置という制度があるのだから、労働者自らその制度を活用していくよう、労働</p>

事務局	<p>者側の組織が引っ張っていかないといけないと思う。制度が絵に描いた餅になってしまうのではないかと。</p> <p>希望制にした結果、説明会の希望が無く、労働者からのレスポンスが全く無いという恐れがある。説明会の代わりとして、労働環境確認措置についての案内資料を市ホームページに掲載する。市ホームページの閲覧件数は確認ができるが、その件数が少なすぎるのであれば、取組内容を変えていかないといけないと考える。</p> <p>現場説明会は労働者全員が参加することはできないので、参加ができない人に対しどのようなアプローチができるのかということを考えている。現場で配布チラシを掲示し、どの程度、労働者からのレスポンスがあるのか把握したい。</p>
藪谷委員	<p>フォローアップを踏まえてやっていってくればよいと思う。</p>
牧野委員	<p>労働者向けアンケートフォームの、現場説明会の希望の設問について、回答は任意となっているが、回答の選択肢はどのような内容なのか。労働者に反応してもらえるのかが重要だと思うが。</p>
事務局	<p>希望するか、しないかの二択。</p>
牧野委員	<p>一番重要な部分であるので、任意ではあるがこの設問を目立つようにできないか。</p>
事務局	<p>工夫するよう検討を行う。</p>
牧野委員	<p>労働環境報告書に、特徴的な取組を記入する欄を新設するが、企業にとって記入するメリットはあるか。</p>
事務局	<p>直接的なメリットになることは想定していない。愛知県や豊田市が同様の取組を行っているが、自社以外の労働者に対しその内容をPRすることを想定したものとなっている。</p>

牧野委員	取組内容を確認できた場合は、総合評価方式の入札の評価項目に加点することはできないか。
事務局	評価項目に取り入れることは簡単に決められることではないが、検討できる余地はあると思うため、情報収集をしていきたい。
牧野委員	総合評価で労働環境についての加点はあるのか。
事務局	週休二日工事や、脱炭素はあるが、労働環境は無い。企業が最低限守るべきことであるため、加点は難しいかもしれない。今後検討をしたい。
岩月委員	労働環境確認措置の対象が変わることに関して、契約金額の規模が大きいものが対象になることで、関係する労働者の数は増えるとのことだが、適正な労働環境の問題は、労働者にとっては自身の所属が大企業であっても中小企業であっても同じである。労働環境確認措置に関わってこない会社に対し、この取組についての情報が届かないのは問題だと思う。網羅性の確保のためにも、情報を流していくのが良いと考える。労働環境報告書は、企業が設問ごとに丸を付けて回答する形式になっているが、そのエビデンスは無い。毎年同じ工事を受注しているような、大きな業者であったら、根拠の提出を求めてもよいのではないか。 今年、労働基準監督署長が今の課題として、時間外労働を1分単位で把握するようになることについて話していた。法律はどんどん変わっていくので、そういうことを踏まえて指導していくべきではないかと思う。
事務局	全網羅的な周知は、今は行っていない。来年度、市政だよりに取組内容を掲載するので、市民向けに周知する予定。また、岡崎市の入札参加資格者名簿の更新の際に、名簿登載の申請を行う事業者に対し、取組内容を周知するつもりでいる。

出部長	<p>労働環境報告書の証拠の確認については、実施できれば効果はあると思うが、労働者に内容を確認してもらう流れになっているため、労働者からの申し出で確認をしたいと考える。</p> <p>牧野委員から指摘のあった、労働環境報告書に記載する特徴的な取組内容のことについて、記載された内容を、市と契約する事業者を紹介しても良いと思う。総合評価の評価項目に取り入れることは難しいかもしれないが、可能性はゼロではないと考えている。</p>
堀内委員	<p>新しい取組は令和7年4月からスタートだが、5年以内となっている見直しの時期はどうするのか。</p>
事務局	<p>全く未定であり、新しい取組の結果をもとに考えたい。</p> <p>(出総務部長のあいさつの後、協議が終了した)</p>